

神奈川県立中原養護学校 OB&OG会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県立中原養護学校同窓会「中原OB&OG会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を神奈川県立中原養護学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 総会・例会の開催
- (2) 母校行事への参加
- (3) 電子会報の発行その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の員は、神奈川県立中原養護学校卒業生またはそれに準じる者で、入会申込書にて入会
の意思表示をした者。卒業生に準じる者の定義は、高等部および中学部の各学部を中退・転校
した者をいう。

第5条-2 本会の目的に賛同し、本会が認めた者も会員になることができる。

第5条-3 本会は、個人情報保護法による「個人情報取扱事業者」には該当しないが、同法の趣旨、会員
のプライバシー保護の観点から、会員名簿の類は配布しない。会長以下役員も、会員情報は有し
ない。唯一母校のデータベースに存在する会員情報は、母校職員に対して開示の請求、訂正、削
除を求めることができるものとする。

第2章 役員会及び顧問

(役員会)

第6条 本会に役員会を置き、次の事項について審議する。

- (1) 事業に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) その他本会の運営に必要な事項

第6条-2 役員会は、毎年2回これを開く。

ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを開くことができる。

第6条-3 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

第6条-4 役員会は、出席役員及び保護者顧問の過半数以上の賛成をもって議決する。

ただし、賛否同数のときは議長が、これを決する。

第6条-5 母校教職員顧問、保護者顧問は役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第7条 役員会は、次の役員をもって構成される。

- (1) 会長1名(会員1名)
- (2) 副会長1名(会員1名)
- (3) 書記2名(会員1名、保護者顧問1名)
- (4) 会計2名(会員1名、保護者顧問1名)
- (5) 会計監査2名(会員1名、保護者顧問1名)

第7条-2 役員は、第5条1項に定める会員及び保護者顧問でなければならない。

第7条-3 役員は、総会がこれを選任する。

第7条-4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりである。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
- (3) 書記は、役員会・総会などの議事の記録と、会の運営について記録を行う。
- (4) 会計は、本会に関する金銭出納業務に当たる。
- (5) 会計監査は本会会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

第9条-2 顧問は、役員会の議にもとづき、会長がこれを委嘱する。

- 第9条 -3 顧問は、中原養護学校現職員1名以上、新規卒業生保護者 各部門より2名以上とする。
保護者顧問の各部門の定義は、高等部卒業生でA肢体不自由部門 B知的障害部門とする。
- 第9条 -4 顧問は、役員会および総会に出席し、意見を述べるができる。

第3章 総会

(総会)

第10条 本会に、総会を置く。

第10条 -2 総会は、1年に1回、これを開く。

ただし、会長が必要を認めるときは臨時にこれを開くことができる。

第10条 -3 総会は、会長が招集し、会長が任命した議長によって執り行う。

第10条 -4 総会は、第5条1項に定める会員の内、総会に出席した会員の過半数をもって議決する。

ただし、賛否同数のときは議長がこれを決する。

第10条 -5 神奈川県立中原養護学校長、および顧問は総会に出席し、意見を述べるができる。

(総会の審議事項)

第11条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および事業計画に関する事項
- (2) 会計および会計監査に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他本会に関わる重要な事項

第4章 会計

(会費)

第12条 第5条1項に定める会員は、会費を納入しなければならない。

第12条 -2 平成29年度以降は入会金・更新会費は徴収しないこととする。

第12条 -3 役員会の決定により、実費を臨時会費として徴収することができる。

(会計)

第13条 本会の経費は、既存会費、寄付金、臨時会費その他の収入金をもって充て、
経理事務は本会役員に委嘱する。

第13条 -2 本会の経費にかかる金銭は、役員会が指定する金融機関で保管されなければならない。
金銭出納については会計役員が行う。

相互の内部牽制を図るため、印鑑保管者と通帳保管者は別の役員とする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会則改正

第15条 本会則の改正は、総会によって改正することができる。

附 則

1、この会則は、平成28年6月19日から施行する。